

ID: 83

担当部署: 福祉環境課

処分の概要	損害賠償との調整による返還等		
例規名 根拠条項	八頭町特別医療費助成条例 第11条		
例規番号	平成17年条例第98号		
<p>【根拠条文】 (損害賠償との調整) 第11条 町長は、医療費受給者が疾病又は負傷に関し損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、医療費の助成金の全部若しくは一部を支給せず、又は既に支給した医療費の助成金を返還させることができる。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成 26 年 7 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日